



## バーゼル、第2の柱公表

制度調査部

吉井 一洋

### 統合リスク管理促進、アウトライヤー規制への対応

#### 【要約】

金融庁は、2005年11月22日、バーゼル（新BIS規制）の第2の柱に対応するための指針を公表した。

指針では、金融機関による統合リスク管理態勢の整備を促す措置を講じると共に、銀行勘定の金利リスク（いわゆるアウトライヤー規制）や信用集中リスクについて早期警戒制度の中で対応することとしている。

今後、2006年3月までに監督指針の改正等が行われるが、アウトライヤー規制に関する部分は2007年4月以降適用される。

#### ．バーゼル と第2の柱

バーゼル は規制上の自己資本比率の維持を求める第1の柱、銀行自身の自己資本戦略と当局の検証を求める第2の柱、自己資本の内容やリスク管理方針等を開示し市場規律を導入する第3の柱からなる。（詳細は2005.9.30付DIR制度調査部情報「バーゼル（新BIS規制）のポイント」（吉井一洋）を参照）

第1の柱（規制上の自己資本）では、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクを対象とし、これらのリスクに対する備えとして一定水準以上の自己資本の維持を求めている。しかし、この第1の柱だけでは、バンキング勘定の金利リスク、流動性リスク、与信集中リスク、戦略リスク、風評リスク等などのリスクには対応できない。

そこで、2004年6月に公表されたバーゼル 最終規則の原文では、第2の柱として銀行及び監督当局に対して以下の対応を求めている。

銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準維持のための戦略を有するべきである（原則1）。

監督当局は、以下の対応を行う必要がある。

銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。このプロセスの結果に満足ができない場合は、適切な監督上の措置を講ずるべきである。（原則2）

銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、銀行に対して最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。（原則3）

監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク・プロファイルに見合っ必要とされる最低水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。（原則4）

## ・金融庁の対応

2005年11月22日、金融庁は「パーゼル 第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）の実施方針について」（以下「第2の柱実施指針」）を公表し、第2の柱について、以下の1～3の三段構えで対応する旨を明らかにした。

1. 監督上の着眼点を示した上で金融機関の統合リスク管理に向けた取組みを促進する（原則1への対応）
2. 統合的なリスク管理態勢を検証（原則2への対応）
3. 個々のリスクについて早期警戒線を設定（原則3及び4への対応）...アウトライヤー規制等への対応

以下、それぞれについて解説する。

### 1. 監督上の着眼点を示した上で金融機関の統合リスク管理に向けた取組みを促進する（原則1への対応）

第2の柱実施指針では、まず、監督指針に統合的なリスク管理態勢の検証に当たっての着眼点を盛り込むこととしている。これにより、各金融機関がこの着眼点等を踏まえて、業務の規模やリスク・プロファイル等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、リスクに応じた自己資本の充実度を評価するプロセスを導入することを促す。

2005年10月28日に金融庁が公表した「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下「主要行等監督指針」）では、銀行に対して、自らのリスク特性に照らした自己資本充実の程度を評価する体制の整備を求めている。自己資本充度の評価に当たっては自己資本の質を考慮するよう求めている。具体的には、Tier1自己資本が中心となっているか、Tier1自己資本の中でも普通株式の発行により増加した払込資本や剰余金が中心となっているか、繰延税金資産の割合が大きいかなどを考慮するよう求めている。

統合リスク管理の仕組みについて、主要行等監督指針では、次のような説明を行っている。

各事業部門等のリスク量を、VARなどの共通の尺度で、可能な限り定量的に把握した上で、各リスクカテゴリー・事業部門等に対しそのリスク量に応じたリスク資本を自己資本の範囲内で配賦する。

を受けて各事業部門等がポジション枠等を設定し、リスク量がリスク資本を超過しないよう業務管理する。これにより、銀行の負うリスク量全体を常時、経営体力（自己資本）でカバーできる範囲内に制御する。

各事業部門等のリスク考慮後の収益という量的指標や、RAROC等の比率指標により、各事業部門等のリスク考慮後の収益性を把握し、そのパフォーマンスを評価する。これにより業務計画や収益計画と関連付けた適切なリスク・リターン管理（リスクを考慮した収益管理）が可能となり、経営効率化と収益性向上につながる事が期待される。

量的指標の例：リスク調整後収益 = 業務純益 - 予想損失

株主資本コスト控除後収益 = リスク調整後収益 - リスク資本 × 資本コスト率

比率指標の例：RAROC（リスク調整後資本利益率）= リスク調整後収益 ÷ リスク資本

ここでいうリスク資本は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを対象とした規制上の自己資本ではなく、他のリスクも対象とした経営上必要な自己資本（いわゆる「エコノミック・キャピタル」）を指すものと考えられる。

その上で、主要行等監督指針では、リスク管理に共通する主な着眼点、統合リスク管理に関する主な着眼点を挙げている。その内容は下記のとおりである。

#### リスク管理に共通する主な着眼点

- ( ) 取締役会によるリスク管理方針の設定と組織内での周知  
取締役会は、銀行全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ( ) 取締役会による統合管理可能なリスク管理体制の整備  
取締役会は、リスク管理部門を整備し、その各リスク部門のリスクを統合し管理できる体制を整備し

ているか、相互牽制等の機能が十分に発揮される体制となっているか。

( ) **取締役会等によるリスク情報の活用**

取締役会等は、定期的なリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

( ) **海外拠点・連結子会社等を含めた統合リスク管理**

リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。

( ) **取締役会による内部監査体制の整備**

取締役会は、内部監査部門が機能を十分に発揮できる態勢を構築しているか。内部監査部門が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。

( ) **内部管理態勢の有効性等の外部監査**

内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性等について年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか、国際統一基準適用金融機関は、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。

**統合リスク管理に関する主な着眼点**

( ) **適切な対象リスクカテゴリーの決定**

多様なリスクを総合的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、計量的な統合リスク管理の対象となるリスクカテゴリーを適切に決定しているか。

( ) **共通の基準に基づく計量化**

対象となる全てのリスクを共通の基準の下で計量化しているか。計量化の基準は客観性、適切性を確保しているか。例えばVARを用いる場合はその信頼区間及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。

( ) **計量化の精度の向上に向けた検討**

計量化の精度をより向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関(分散効果)について、適切性を確保すべく検討を行っているか。

( ) **適切なリスク資本の配賦と見直しのプロセス**

リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。

( ) **主要なリスクはTier1でカバー**

主要なリスクは、自己資本の基本的項目(Tier1)でカバーされるようになっているか。

( ) **リスク資本の配賦と業務・収益計画の整合性**

各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画、収益計画等と整合性がとれているか

( ) **リスク量をリスク資本内に制御**

各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような業務管理が適切に行われているか。

主要行等には、上記の着眼点等を基本とする統合的なリスク管理態勢の整備を求めていく。

中小・地域金融機関の場合は、上記を基本としつつ、各金融機関の規模やリスク・プロファイル等に応じた態勢整備を求めていく。

**2. 統合的なリスク管理態勢を検証(原則2への対応)**

金融庁は、1.で述べた金融機関の自発的な取組みを最大限に尊重しつつ、第2の柱実施指針の中で示した「統合的なリスク管理態勢の評価」によって、各金融機関の統合的なリスク管理態勢の実効性等を、ヒアリング等を通じて把握・検証評価する。

「統合的なリスク管理態勢の評価」では、金融機関が、第1の柱の規制上の自己資本比率の対象である

信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクだけではなく、銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク、流動性リスク、その他のリスク（風評リスク、戦略リスク等）も含めて、適切に把握・管理しているかを検証するよう求めている。

主要行等に対しては、主要行等監督指針に規定された統合リスク管理態勢の検証に当たっての着眼点等を基に統合リスク管理態勢の評価を行い、必要に応じ改善報告の徴求や改善命令を行う。

中小・地域金融機関については、主要行等監督指針の規定を踏まえつつ、各金融機関の規模やリスク・プロファイル等に配慮した統合的なリスク管理態勢の着眼点を2006年3月までに「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下「中小・地域金融機関監督指針」という）に盛り込む。それを基に、各金融機関が望ましい適切なレベルの統合的なリスク管理態勢を構築しているかを検証する。基礎的なリスク管理態勢が著しく不十分な場合は、必要に応じ改善報告の徴求や改善命令を行う。

### 3. 個々のリスクについて早期警戒線を設定（原則3及び4への対応）…アウトライヤー規制等への対応

規制上の自己資本比率を下回る銀行には早期是正措置が適用されているが、規制上の自己資本比率を達成している銀行に対しても早期警戒制度が適用されている。

早期警戒制度では収益性、信用リスク、安定性（市場リスク等）、資金繰り（流動性リスク）に着目したモニタリングを実施する。予め設定した警戒水準に該当することとなった金融機関に対しては、当局が原因分析、リスク管理の適切性及び改善策についてヒアリングを行い、必要に応じ報告徴求、業務改善命令を実施する。この一連のプロセスを通じて、金融機関に早め早めの経営改善を促す仕組みである。

第2の柱実施指針では、第2の柱への対応のため、「銀行勘定の金利リスク」、「信用集中リスク」を早期警戒制度の枠組みの中に組み込むこととしている。

#### (1) 銀行勘定の金利リスク(アウトライヤー規制)

2004年6月に公表されたパーゼル 最終規則では以下の金利ショックにより、バンキング勘定において、Tier1自己資本とTier2自己資本の合計の20%を超える経済価値の低下が発生する銀行を「アウトライヤー銀行」と定義している。

上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック or  
保有期間1年、最低5年の金利変動の1%と99%タイル値

その上で、監督当局はアウトライヤー銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならないこととしている。これに対して金融庁は、アウトライヤー銀行に該当したとしても自動的に自己資本の賦課は求めないとの方針を示していた。

今回の「第2の柱実施指針」では、金融庁は上記のアウトライヤー銀行に該当するか否かの基準（アウトライヤー基準）を早期警戒制度の「安定性改善措置」の枠組みの中に盛り込み、対応することを明らかにした。

金利リスク量の算出手法として上記、 のいずれによるかは金融機関が選択する。

銀行勘定の金利関連資産・負債、デリバティブ等は全て金利リスク量の算出対象に含まれる。ただし、コア預金（明確な金利改訂間隔がなく、預金者の要求によって随時引き出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）については、対象に含めるか否か、含めるとしてどのように含めるかが大きな焦点となっていた。負債サイドのコア預金を対象に加えることで、国債等の資産サイドのリスク量を相殺し低く抑えることが出来るからである。

「第2の柱実施指針」では、金利リスク量の算出において対象とすることができる「コア預金」の定義は、以下の(ア)又は(イ)のいずれかによることとされた。

- (ア)下記の ~ のうち最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)であるものとして金融機関が独自に定める。
- 過去5年の最低残高
  - 過去5年の最大年間流出量 を現残高から差し引いた残高
  - 現残高の50%相当額
  - 過去5年で一度も預金の大宗において金利上昇が無かった場合は、最大年間流出量は、過去5年を超える直近の金利上昇時の年間流出量を用いる。
- (イ)金融機関の内部管理上、合理的に預金者行動をモデル化し、コア預金額の認定と期日の振り分けを適切に実施している場合はその定義に従う。

計算方法の合理性を当局に説明できれば、金利リスク量を内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法によって算出することができる。例として、契約上のキャッシュ・フローと異なるキャッシュ・フローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対顧客レートの予測推定に基づくリスク計算などが挙げられている。

## (2)与信集中リスク

バーゼル 第2の柱の枠組みの中では、信用集中リスクについても重視されていることから、早期警戒制度の枠組みに信用集中リスクに係る基準を導入することとしている。

具体的には、特定業種への集中や、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額 [=大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定額が損失となったと仮定した場合の損失額]を勘案した自己資本比率を基準として採用し、早期警戒制度の「信用リスク改善措置」の枠組みの中で適切なモニタリングを行っていくこととしている。

## (3)金融市場等への配慮

今回の実施方針では、(1)、(2)の基準に該当した金融機関について、次のような配慮がなされている。

早期警戒制度の「安定性改善措置」、「信用リスク改善措置」としてヒアリング等の監督上の対応を実施する場合でも、その金融機関の経営が不健全だと自動的にみなされるのではなく、当局が必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響や中小企業金融の動向等に十分配慮し、改善計画における方法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行う。

例えば、アウトライヤー基準に該当した金融機関に対して直ちに厳格な措置を適用することとした場合、金融機関が金利リスク削減のため長期国債を大量に売却してくる可能性がある。上記の配慮は、このような事態を回避することも念頭に置いているものと思われる。

### ． 中小・地域金融機関への対応

第2の柱実施指針で示された の枠組みは、中小・地域金融機関も対象としている。即ち、中小・地域金融機関に対しても、統合的なリスク管理態勢について検証・評価を行い、併せて「銀行勘定の金利リスク」及び「信用集中リスク」を含む早期警戒制度を活用することになる。

ただし、中小・地域金融機関の中には、規模やリスク・プロファイル等からみて、直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関もあると考えられる。そのような金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、同制度に基づくヒアリングや報告徴求等を実施する中で、より適切な統合的なリスク管理態勢の構築を促すこととしている。

## ・今後のスケジュール

2007年3月期末からのバーゼルに基づく自己資本比率規制の適用に向けて、第2の柱については、次のように段階的に対応が進められる。

### 1. 主要行等の統合リスク管理態勢の評価

主要行等については、10月28日に公表済みの主要行等監督指針と、2005年8月に提出された「リスク管理高度化計画」のヒアリング等を通じて、統合リスク管理態勢を検証していく。

### 2. 中小・地域金融機関の統合的なリスク管理の評価（2006年3月）

主要行等監督指針の規定を踏まえつつ、各金融機関の規模やリスク・プロファイル等に配慮した統合的なリスク管理態勢の着眼点を2006年3月までに中小・地域金融機関監督指針に盛り込む。

約1ヶ月間のパブリック・コメントを求める手続きを経た上で実施する。

### 3. 早期警戒制度の見直し（2006年3月、アウトライヤー基準は2007年4月）

銀行勘定の金利リスク、信用集中リスクへの対応を早期警戒制度に盛り込むため、主要行等監督指針及び中小・地域金融機関監督指針を改正する。

2と同時期に約1ヶ月間のパブリック・コメントを求める手続きを経た上で実施する。

ただし、銀行勘定の金利リスク（アウトライヤー基準）については、十分な準備期間を設けて、2007年4月から実施する。